

議案第 1 号

杉並区個人情報の保護に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 9 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区個人情報の保護に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(基本理念)

第 3 条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に確実に保護されるべきものであることを踏まえ、杉並区（以下「区」という。）の機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。以下同じ。）は、個人情報の適正な取扱いの確保に係る取組を推進し、その保護の水準の維持向上を図ることにより、区民等の権利利益を保護しなければならない。

(区の機関の責務)

第 4 条 区の機関は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な対策を講じ、保有個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止等を図るものとする。

2 区民等の福祉の向上並びにその生命及び身体の保護に資するため、情報通信技術を活用するに当たっては、区の機関は、個人情報の確実な保護を図るものとする。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業の実施に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、区民等の権利利益を侵害することのないよう、その適正な取扱いに努めなければならない。

(業務の登録等)

第6条 区の機関は、業務を新たに開始するに当たり、個人情報を保有するときは、次の各号に掲げる事項を個人情報登録簿に登録しなければならない。

- (1) 業務の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の記録の内容
- (4) 対象となる個人の範囲
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 区の機関は、登録に係る業務を廃止し、又は変更するときは、当該登録を抹消し、又は修正しなければならない。

3 区の機関は、個人情報登録簿を閲覧に供するとともに、公表しなければならない。

(委託等の記録)

第7条 区の機関は、保有個人情報に係る業務の処理を外部に委託し、又は指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、規則で定める事項を記録しておかなければならない。

(労働者派遣の記録)

第8条 区の機関は、保有個人情報に係る業務について、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の役務の提供を受けるときは、規則で定める事項を記録しておかなければならない。

(目的外利用等の記録)

第9条 区の機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は区の機関以外のものへ提供したときは、規則で定める事項を記録しておかなければならない。

(開示請求に係る手数料等)

第10条 法第89条第2項の手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの交付等に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(開示決定等の期限)

第11条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内になければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第12条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、区の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、区の機関は、同条第1項に規定する期間(同条第2項の規定により期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間)内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限)

第13条 訂正決定等は、訂正請求があった日から20日以内になければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第14条 区の機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合におい

て、区の機関は、同条第1項に規定する期間（同条第2項の規定により期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

第15条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から20日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第16条 区の機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、区の機関は、同条第1項に規定する期間（同条第2項の規定により期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(訂正請求等の対象)

第17条 訂正請求及び利用停止請求は、開示を受けていない保有個人情報に対しても、することができる。この場合において、法第90条第3項、第91条第1項第2号（訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）、第98条第3項及び第99条第1項第2号（利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、訂正請求又は利用停止請求に対し、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情

報を開示することとなるときは、区の機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正請求又は利用停止請求を拒否することができる。

(審議会への諮問等)

第18条 区長は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、杉並区情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を策定し、改定し、又は廃止しようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、区の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を策定し、改定し、又は廃止しようとする場合

2 区長は、毎年1回以上、法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況を杉並区情報公開・個人情報保護審議会に報告しなければならない。

(運用状況等の公表)

第19条 区長は、毎年1回以上、法の運用状況及び規則で定める事項について公表しなければならない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 杉並区個人情報保護条例（昭和61年杉並区条例第39号）は、廃止する。

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の杉並区個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項、第12条第3項又は第12条の2第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧個人情報を収集し、又は旧条例第2条第2号に規定する管理個人情報（以下「旧管理個人情報」という。）を管理し、若しく

は利用していた同条第7号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において当該旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行の際現に旧条例第12条第2項に規定する受託者である者、同項の受託業務に従事している者、同項の指定管理者若しくは同項の管理業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該受託者であった者、当該受託業務に従事していた者、当該指定管理者であった者若しくは当該管理業務に従事していた者

(3) この条例の施行の際現に旧条例第12条の2第2項に規定する派遣労働者である者又はこの条例の施行前において当該派遣労働者であった者

4 この条例の施行の日前に旧条例第18条、第19条、第20条又は第21条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正、消去及び利用中止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者（次項において「職員等」という。）が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行の際現に旧条例第12条第2項の受託業務に従事している者若しくは同項の管理業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該受託業務に従事していた者若しくは当該管理業務に従事していた者

(3) 附則第3項第3号に掲げる者

6 職員等が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧管理個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に

よる。

- 8 杉並区自治基本条例（平成14年杉並区条例第47号）の一部を次のように改正する。

第18条中「図るため、」の次に「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び」を加え、「自己に関する個人情報の閲覧等を求める区民の権利を保障する等、個人情報の」を「自己を本人とする個人情報の開示を求める権利を保障する等、個人情報の適正な取扱いを図ることにより、その」に改める。

- 9 杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例（昭和61年杉並区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置等）

第1条 次の各号に掲げる諮問に応じて調査審議するため、杉並区情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（1） 杉並区情報公開条例（昭和61年杉並区条例第38号）第14条の規定による諮問

（2） 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問

- 2 前項第2号に規定する諮問に係る事項を処理する場合については、第7条から第10条の2まで（第10条第5項及び第6項を除く。）の規定は、適用しない。

第2条第2号中「又は杉並区個人情報保護条例第23条第1項に規定する開示等をするか否かの決定」を削り、同条第3号中「及び杉並区個人情報保護条例第2条第2号に規定する管理個人情報」を削る。

第10条第5項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定による閲覧又は交付に係る手数料は、無料とする。

- 10 附則第4項の規定により、なお従前の例によることとされた自己情報の開示、訂正、消去及び利用中止に係る審査請求に係る諮問があった場合における前項の

規定による改正前の杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例の規定の適用については、なお従前の例による。

- 1 1 杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例（昭和61年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「杉並区個人情報保護条例（昭和61年杉並区条例第39号。以下「個人情報保護条例」という。）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び杉並区個人情報の保護に関する条例（令和5年杉並区条例第 号。以下「個人情報保護条例」という。）」に、「住民基本台帳事務及び」を「住民基本台帳事務並びに」に改める。

第2条第1項中「掲げる事項」の次に「であつて、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると区長が認めるもの」を加える。

- 1 2 杉並区行政不服審査会条例（平成28年杉並区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

- 2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問を受ける附属機関については、別に条例で定める。

- 1 3 杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例（平成16年杉並区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「防犯カメラ取扱者」の次に「（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第11項に規定する行政機関等及び同法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者を除く。第5項において同じ。）」を加える。

第8条第3項中「必要が」を「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要で」に改める。

- 1 4 杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成13年杉並区条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、広く区民の意見を

求める」を「広く区民の意見を求めるとともに、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会の意見を聴く」に改め、同条第4項中「審議会に報告」を「公表」に改める。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定める等の必要がある。